

# 平成 29 年度 TSK 地域伝統芸能振興助成金 要綱

## ◆第 1 目的

この助成事業は、島根県・鳥取県内の伝統芸能活動に取り組む団体が実施する伝統芸能の保存や継承活動に対して助成を行うことにより、当該団体の自主的な伝統芸能活動を支援するとともに、地域における伝統芸能の保存や継承活動を促進し、両県内の伝統芸能の振興に資することを目的とする。

## ◆第 2 助成対象主体

助成の対象主体は、島根県・鳥取県に活動の本拠を有する団体で、過去に当助成金の対象団体になったか否かの区別なく、次の要件を有するものとする。

- (1) 代表者及び所在地が明らかなこと。
- (2) 会計経理が明確なこと。
- (3) 一定の活動実績又はその見込みがあること。
- (4) 古くから受け継がれてきた民俗芸能等の保存団体又は共同組織体であること。

## ◆第 3 助成対象事業

対象事業は、助成対象主体によって平成 29 年度中（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）に取り組まれる地域伝統芸能の保存と継承に資する次の事業とする。

- (1) 地域伝統芸能に関する保存・継承事業
- (2) 地域伝統芸能に関する修復事業
- (3) 地域伝統芸能に関する行事等実施事業
- (4) その他、地域伝統芸能に寄与する事業

## ◆第 4 助成対象外事項

次のいずれかに該当する場合は助成の対象としない。

- (1) 個人的事業又は営利を主な目的とする収益事業
- (2) 事業実施団体の構成員等の会合・見学の域にとどまる事業
- (3) 事業実施団体の運営等に係る経常的な経費、及び飲食に係る経費

## ◆第 5 助成対象経費

1. 助成の対象経費は、事業に直接必要な経費のうち別表 1 に基づくものとする。
2. 別表 1 にない経費について助成を要望する場合は、その理由を明記(様式第 1 号—2—2)し、対象の適否について判断を受けるものとする。

## ◆第 6 申込み手続

助成金の申込みは、様式第 1 号による助成金申込書に、活動実績及び事業概要の把握に参考となる資料（見積書、実施計画書、収支予算書等）を添えて提出するものとする。

## ◆第 7 選考方法

助成事業は 1 年に一回、社外有識者で構成した審査委員会において、次の基準を基に選考する。

- (1) 助成金の使用目的及び実施方法が適切であること。
- (2) 助成効果が一過性でなく継続的に期待できるものであること。
- (3) 助成団体が特定の地域に偏ることのないこと。

## ◆第8 助成金額

助成金額は、原則1事業につき30万円以内で、団体負担金額の範囲内としその額は審査委員会で決定する。

## ◆第9 助成の通知

1. 審査委員会での選考の後、助成金の適否及び助成金の額を交付対象決定通知書(様式第2号)により申込み者に通知する。

2. 前項により通知を受けた事業者(以下「助成事業者」という。)が助成金の交付を受けようとする場合は、速やかに助成金確認書(様式第3号)を提出するものとする。

3. 申込み内容等について下記(1)又は(2)に該当する変更が生じた場合は、助成事業者は助成事業変更承認申請書(様式第4号)により直ちに報告し、変更承認通知書(様式第5号)により、その承認を受けなければならない。なお、助成金の増を伴う変更は認めないものとする。

(1) 助成金の総額の20%を超える減を伴う変更

(2) 本助成事業の目的または仕様に及ぼす影響が大きい変更

## ◆第10 実施報告

助成事業者は助成対象事業を終了したときは、助成金実績報告書(様式第6号)に関係書類を添付の上、事業終了の日から1ヶ月以内又は平成30年4月15日までのいずれか早い日に提出する。

## ◆第11 助成金の交付

1. TSK地域伝統芸能振興助成金事業事務局(以下「事務局」という)は、助成金実績報告書を受領したとき、その内容を審査の上、その助成金の交付の決定の内容と適合するものであるか確認し、適合すると認められたときは助成金を交付する。

2. 前項にかかわらず、審査委員会が文化財の保存伝承にとってふさわしくないと判断した場合は、助成しないことがある。

3. 事務局は、必要に応じ助成事業者に対し、事業の実施状況等の報告を求め、実地検査を行うことがある。検査により不適切な執行等が明らかになった場合は、助成しないことがある。

## ◆第12 募集及び選考時期

募集及び選考は、原則各年1回行う。

<募集期間>

平成29年度助成分 平成28年9月1日～平成28年12月1日

<選考時期>

平成29年度助成分 平成29年2月ごろ

## ◆第13 助成決定団体の義務

助成事業の実施に当たっては、看板、ポスター、チラシ、その他印刷物等を製作する際には「TSK 地域伝統芸能振興助成事業」である旨を表示するものとする。

別表 1

事業名	事業内容	対象経費
地域伝統芸能に関する 保存・継承事業	<p>伝統芸能の保存及び次世代への継承に有効な成果が期待できる事業</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統芸能の記録保存</li> <li>・後継者養成のための活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場費</li> <li>・記録費</li> <li>・記録作品制作費</li> <li>・備品(道具・用具)購入費</li> <li>・通信運搬費</li> <li>・印刷費</li> <li>・講師等謝金</li> <li>・講師等旅費宿泊費</li> <li>・保険料など</li> </ul>
地域伝統芸能に関する 修復事業	<p>伝統芸能で用いる道具等を修理又は新調する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材料費</li> <li>・工具、道具代</li> <li>・修理、製作費</li> <li>・購入費など</li> </ul>
地域伝統芸能に関する 行事等実施事業	<p>伝統芸能の活性化に有効な成果が期待できる事業。</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統行事の実施</li> <li>・伝統芸能の発表会等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設営・舞台費 (会場使用料、会場設営費、運搬費、舞台道具製作費、看板製作費、楽器借り上げ料等)</li> <li>・印刷費 (チラシ・ポスター製作費等)</li> <li>・記録費</li> <li>・通信費</li> <li>・保険料</li> <li>・交通費、宿泊費</li> <li>・用具運搬費など</li> </ul>
その他、地域伝統芸能の 振興に寄与する事業		

